

<b>① 件 名</b>
新市街地における未登録宅地の防集対象者以外への提供について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 被災市街地復興土地区画整理事業において新市街地（新蛇田、新渡波、新渡波西、あけぼの北、新蛇田南）の造成を行っており、事前登録制度によって防集対象者の移転先を登録してきたところである。その防集対象者の移転先がおおよそ決定し、造成が終了したところから宅地を順次供給しているが、未登録の宅地が存在している状況である。  <b>【目的】</b> 復興関係の事業への協力者等に対し、未登録宅地を供給することにより、復興関係事業の円滑な推進を図るとともに、人口の流出へ歯止めをかけ、定住の促進を図ることを目的とする。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 1 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 2 石巻市公有財産規則  <b>【〔震災復興整備計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市震災復興基本計画 第2章 復興の基本的な考え方 5 土地利用の考え方
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
H25.9～ 防災集団移転促進事業による移転先団地の登録開始 H26.2～ 防災集団移転促進事業による移転先宅地の登録開始 H26.11～ 移転先宅地の造成工事が完了したところから随時供給・契約

## ⑤主な内容

### 1 対象財産

新市街地における区画整理事業地内の宅地で防集対象者が登録していない宅地等

H27.10.20 現在

団地名	宅地数
新蛇田	161
新渡波	82
新渡波西	33
あけぼの北	4
新蛇田南	119
計	399

### 2 提供対象者

(1) 石巻駅周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業等に係る土地建物の移転対象者(約70人)

(2) 都市計画道路整備事業に係る土地建物の移転対象者(約650人)

(釜大街道線、石巻工業港運河線、御所入湊線、渡波稲井線、七窪蛇田線)

※ 上記事業対象者のうち、新市街地の宅地を希望する者

### 3 提供方法

(1) 分譲

(2) 貸付け

### 4 取扱方針等

「石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針」に準じる。

#### (1) 分譲

① 分譲価格・・・平成25年度第6回公有財産価格審査委員会にて決定した金額

② 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

#### (2) 貸付け

① 契約種別・・・定期借地

② 契約期間・・・52年

③ 借地料・・・固定資産税評価額の1.4%ただし、初めの10年間は200㎡までの分を100%減免

④ 住宅建築期限・・・契約締結の日から12か月以内に着手【届出により延期可能】

## ⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

復興関係事業の円滑な推進と新市街地の未登録宅地の有効活用が図られる。

## ⑦他の自治体の政策との比較検討

仙台市及び亘理町が市町内の被災者を対象に分譲を行っている。

## ⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成27年12月中 事業対象者のリストアップ

平成28年1月初旬 対象者へ通知発送

1月中旬 団地登録

2月中旬 宅地登録

3月中旬 抽選・決定

## ⑨その他